

「選挙のしかた」のわかりやすい版を作成しました

参議院選挙が7月10日（日）に行われました。

大阪市育成会では、障がいのある無しに関わらず投票に行くことができるように、「選挙のしかた」のわかりやすい版を作成しました。

【掲載先】

https://www.city-osaka-ikuseikai.or.jp/letter_detail.php?n=91



今回の選挙で作成した「選挙のしかた」では、投票所内での動き方だけでしたが、他県からも事前に説明するときに利用をしたいとお声をいただきました。

投票（選挙）のしかた

7月10日（日曜日）に「参議院選挙」という、国の会議に出る人を選ぶための選挙があります。

投票日（選挙の日）には、投票所（選挙をする場所）に行って、投票（選挙）をしましょう。

投票日（選挙の日）に投票所（選挙をする場所）へ、行くことができない時は、7月9日まで区役所で投票（選挙）ができます。

選挙のことでわからない事がある時は、近くの区役所（6ページに書いてあります）に電話をしてください。

- ① 投票所（選挙をする場所）の入場券が届きます。
 - ・入場券はハガキになっています。
 - ・入場券は郵便で届きます。
 - ・選挙公報（選挙に出ている人のことが書いてある新聞）が別の日に家に届きます。
 - ・投票（選挙）をしたい人を決めておいてください。
- ② 投票日（選挙の日）に投票所（選挙をする場所）へ行きます。
 - ・入場券を投票所（選挙をする場所）に持っていきます。
 - ・投票所（選挙をする場所）は、決まっています。
 - ・投票所（選挙をする場所）は、入場券に書いてあります。
 - ・朝の7時から夜の8時まで投票（選挙）ができます。

（作成）社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会

1 ページ

今回の選挙では、NHKがテレビやインターネットを通じて、様々な障がいのある人の投票所での合理的配慮の説明をしており、ご覧になった方も多いと思います。

【参考：NHK「みんなの選挙」】

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/minnanosenkyo/index.html>



これまでも、やさしい日本語を利用して投票所での様子を説明してきたことはありますが、投票に行くことはできても、誰に投票をしていいのかわからないという問題は未だ残っています。

東京の狛江市手をつなぐ親の会では、政治活動や選挙運動ではなく、知的障がいや発達障がいのある人が、自己選択や自己決定ができるように、当事者向けのわかりやすい政見動画を作成して公開しています。また、狛江市役所でも選挙事務に携わる職員向けにマニュアルを作成し、投票所での対応についての研鑽を重ねています。

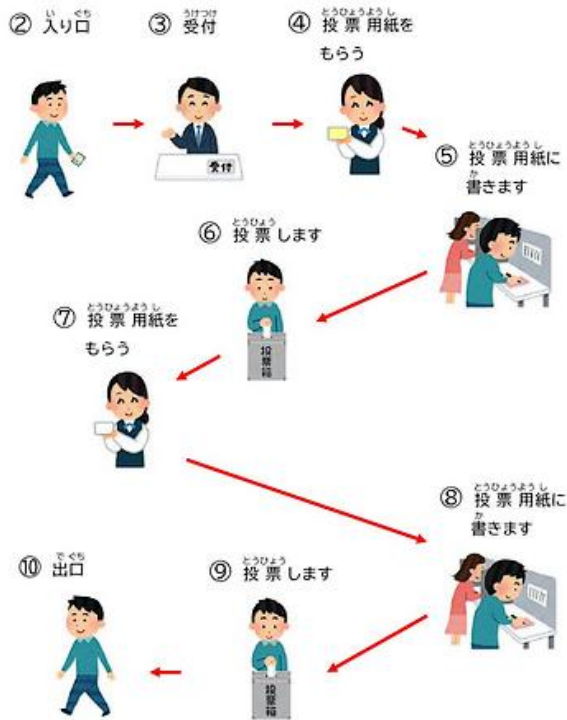
【参考：狛江市】

<https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/46,91996,c,html/91996/20180206-150654.pdf>



◆投票所（選挙をする場所）の中は、このようになっています。

国の中の番号は 1 ページから 4 ページで説明をしている場所です。



（作成）社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会

5 ページ

全国的に見ても候補者の公約は、知的障がいや発達障がいのある人に配慮されているとは言い難く、狛江市手をつなぐ親の会や品川区手をつなぐ育成会では、選挙管理委員会から配布される選挙公報とは別に「わかりやすい選挙広報誌」を作成して、立候補者の公約を分かりやすく発信をしています。ただし、この「わかりやすい選挙広報誌」は選挙公報ではないため、告示前に候補予定者にアンケートへの回答を依頼して、回答をそのまま掲載しています。ただし、時と場合によっては文書図画の頒布・掲示その他の選挙運動と捉えられ、公職選挙法に抵触することもあるので慎重な対応が求められます。

今後は投票のしかただけでなく、候補者の選挙公約を、障がいのある人にも伝わるようになればと思います。